

議案第27号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市天王寺区東高津町12番10号
大阪市民生委員児童委員協議会
- 2 債 権 の 内 容 緊急援護資金貸付事業委託契約に基づく貸付資金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金4,971,000円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が借受人に対して緊急援護資金として貸し付けた138
件の貸付金債権が下記の表の貸付金債権の状態欄に掲げる
状態であり、当該債権について、債務者が借受人から弁済を
受けることができる見込みがないことから、本市が債務者か
ら貸付資金に係る債権の弁済を受けることができる見込み
がないため

	貸付金債権の状態	件数	未償還額
1	借受人が破産免責決定を受けている	5 件	金190,500円
2	借受人が債務者に対し時効の援用をしている	63件	金2,948,500円
3	借受人が死亡し、配偶者、子及び直系の 父母すべてが死亡し、又は存在しておら ず、かつ、消滅時効の期間が経過してい る	24件	金648,500円
4	借受人の所在が不明であり、かつ、消滅 時効の期間が経過している	46件	金1,183,500円

令和7年2月7日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

債務者に対する緊急援護資金貸付事業委託契約に基づく貸付資金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。